

自動車盗難防止

「茨城県ヤードにおける自動車の適正な取扱いの確保に関する条例」

～ 平成29年4月1日施行 ～

対象行為

ヤード内における自動車解体

主な規制内容

公安委員会への届出

取引相手方の確認

相手方確認に用いた書類の写しの保存

が義務付けられました。(一部除外規定あり)



違反した場合、罰則が科されることがあります。

茨城県警察